第1 請求人

住所・氏名略

第2 請求年月日

本件請求は平成30年5月10日に提起され、平成30年5月11日に受領した。

第3 請求の要旨

平成 27 年度大熊町海外派遣事業「バサースト市政 200 周年記念・姉妹都市提携 25 周年記念派遣事業」(以下「本件事業」という) は随意契約によって行われており、契約金額においては不明確、高手数料など弊害が生じている。また企画行程においても委託会社へ丸投げである。記念周年であったにせよ、当時の町の窮状を鑑みれば高額な公費支出による海外派遣を断行する必要性、合理性、相当性はない。

首長による裁量権の行使に逸脱又は濫用の存否も含め、本件事業の役員等らの視察 旅行費用及び日当(費用弁償)などの公金支出等は違法又は不当であり、当該役員等 らは法律上の原因なく支出された公金相当額を利得している。

よって、本件事業の役員・事務局職員に対し視察旅費等における不当利得金を返還させるべきである。また大熊町は役員・事務局職員らに係る金員の返還請求等の必要な措置を怠っている。

さらに、本件事業における海外旅行の旅費に関する要綱の費用弁償では、規定された宿泊料、食卓料等を超える金額を支出しており、超過支払分の費用弁償を役員・事務局職員に返還させるべきである。

第4 監査委員の判断

法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の対象は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な、①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実、等の財務会計上の行為等があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

監査請求を行うに当たり、請求人は財務会計上の行為を特定するとともに、特定した財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に指摘する必要がある。

請求人は、平成27年度大熊町海外派遣事業「バサースト市政200周年記念・姉妹都市提携25周年記念派遣事業」(以下、「本件事業」という)は、必要性、合理性、相当性が無く、派遣団の役員・事務局職員にかかる視察研修等が違法であることにより、大熊町が全額負担した当該役員・事務局職員の視察費用等は不当利得であるとして返

還請求すべきところ、不当利得返還請求を怠ることによって財産の管理を怠っている 事実があると主張している。

しかしながら、本件事業は議会の承認を得た予算の範囲内で執行されており、姉妹都市との友好親善を図るとの目的に沿って計画され、記念事業にふさわしい派遣団を組織して事業を実施しているので、本件事業の決定及びこれに伴う公金支出に違法性は認められない。本件事業が違法であるとの認識は当たらない。

更に請求人は、本件請求は法第 242 条 2 項の期間制限の適用を受けないと主張するが、本件請求における「本件事業自体が違法、不当である」との構図の設定は、法第 242 条 2 項の期間制限の適用を避けるためのものであり、監査請求が実質的には財務会計上の行為を違法、不当と主張してその是正等を求める趣旨のものに他ならないにもかかわらず、請求人が違法と断定した行為・事実を前提に怠る事実を対象として監査請求をする形式を採れば期間制限が及ばないことになるとの意図から導き出された違法性の主張と認められる。本件事業が違法、不当であるとの条件付けは、結論ありきの条件設定の為のものに過ぎない。よって請求人の法第 242 条 2 項の適用は無いとの主張も認められない。

又、請求人は、「大熊町職員等の外国旅行の旅費に関する要綱」を基準に不当利得の評価をしている。しかし、財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない関係にない場合において法第 242 条 2 項の適用が無いのであって、本件事業の違法性の評価を財務会計法規により法規を超える金額の違法な支出がされていることをもって違法との評価をする論理構成をしている以上、法第 242 条 2 項が適用される。請求人の本件事業の違法性の主張の根拠と法第 242 条 2 項の適用が無いとの主張は矛盾した論理展開であり、法第 242 条 2 項の適用が無いとの主張は認められない。

よって本件請求は、当該事業が平成 27 年 5 月 10 日に終了していることから法第 242 条 2 項により請求することができない。

平成 30 年 6 月 1 日

大熊町監査委員 吉田 裕彦 同 仲野 剛